

# 日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限等に関する方針

令和3年4月22日

日田市教育委員会

## 第1 趣旨

日田市教育委員会（以下、「市教委」という。）では、教育職員の長時間勤務の現状を改善し、「教職員の心身の健康」「誇りとやりがいを持って勤務できる環境の充実」「児童生徒と向き合う時間の確保」を図り、質の高い学校教育の維持向上により児童生徒の成長を支えることを目指し、様々な取組を進めているところである。

このような中、文部科学省は、学校における働き方改革の一環として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）の一部をする法律を公布し、令和2年1月には同法律第7条の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき指針」を告示した。

このため、市教委は、同指針に基づき、市立学校における教育職員に関わる「超勤4項目」以外の業務を含めた教育職員の勤務時間等の原則を示し、働き方改革の一層の促進を図ることとする。

## 第2 対象の範囲

「給特法」第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員すべてを対象とする。

事務職員等については、「36協定」における時間外勤務の規制が適用される。

## 第3 時間外在校等時間の上限時間

### 1. 方針において対象となる在校等時間の考え方

- (1) 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。
- (2) 「時間外在校等時間」とは、在校等時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間とする。休憩時間や業務以外の時間（自己研鑽等）を除く。
- (3) 本方針においては、在校時間等外形的に把握することができる時間を対象とする。また、校外での勤務についても職務として行う研修への参加や児童生徒等の

引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象とする。

- (4) 持ち帰り業務について、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは避けなければならない。業務の持ち帰りが行われている場合は、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

## 2. 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とする。

● 1か月の時間外在校等時間を45時間以内

● 1年間の時間外在校等時間を360時間以内

## 3. 特例的な取扱

児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合の時間外在校等時間の上限時間を次の通りとする。

○ 1ヶ月の時間外在校等時間100時間未満

○ 1年間の時間外在校等時間720時間以内

※連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6ヶ月までとする。

## 4. 留意事項

- (1) この上限時間は、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。決して、学校や教員等に上限時間の遵守を求めるのみであってはならない。
- (2) 校長等の学校の管理者及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、本方針の上限時間が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならない。
- (3) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならない。

## 第4 長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制

### 1. 目的

教育職員に対する1年単位の変形労働時間制は、学校において学校教育法施行令第29条第1項の規定による夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（以下、「長期休業期間等」という。）が存在し、教育職員の業務について、年間を通じた在校等時間の多寡が生じることが見込まれることを踏まえ、長期休業期間等において休日を集中して確保することで、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより、意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図ることを目的として導入されたものである。そのため、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用する。

### 2. 適用する場合の上限時間並びに教育委員会及び学校の管理職の責務等

- (1) 本制度を適用する場合の教育職員の上記「第3 2」に掲げる「時間外在校等時間」の適用については、「4 5時間」とあるのは「4 2時間」と、「3 6 0時間」とあるのは「3 2 0時間」とする。
- (2) 本制度を適用するにあたっては、上記「第3 2」に掲げる上限時間の範囲内であることが前提であり、こうした本制度の趣旨を十分に留意した上で、適用しようとする期間の前年度において上限時間の範囲内であることなどの時間外在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする期間で上限時間の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行う。  
また、本制度の適用後も、対象期間において上限時間の範囲内とする。
- (3) 対象期間において、本制度を適用する教育職員については、以下のとおりとする。
  - ア 「出・退勤時刻簡易記録システム」の客観的な方法による在校等時間の把握を行う。
  - イ 部活動の休養日及び活動時間を「日田市の運動部活動の在り方に関する方針」「日田市の文化部活動の在り方に関する方針」の範囲内とする。
  - ウ 通常の正規の勤務時間を超える割り振りについては、長期休業期間等で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行う。
  - エ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由として、担当

授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員の業務を新たに付加することにより、在校等時間を増加させないようにする。

オ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等に集中して設定する。

カ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。

(4) 本制度を適用するにあたっては、対象期間において、以下のとおりとする。

ア 部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図る。

イ 「超勤4項目」の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行う。

ウ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮する。

(5) 本制度に関して、本方針に定める事項を踏まえ講ずる措置等について、保護者及び地域住民その他関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図る。

## 第5 長時間勤務の是正に向けた基本的取組

### 1. 基本的な考え方

教職員の長時間勤務の是正に向け、次の3つの視点から総合的に時間外在校等時間の縮減を推進する。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 業務量の総量縮減</li><li>2. 業務内容の効率化</li><li>3. 教職員の意識改革</li></ol> |
|---|

『日田市立学校職員時間外勤務の縮減に向けた検討委員会』において、3つの視点に関する提言を基に具体的対策を推進する。

なお、上記検討委員会は年間2回開催し、その具体的対策を蓄積することにより、継続的・効果的な取組を推進する。

### 2. 取組内容

#### (1) 業務量の総量縮減

『新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）』第4章における①～⑭の各業務について整理し、適正化を進める。

(2) 業務内容の効率化

I C T機器の活用の拡大・充実と効率化推進のための環境整備を推進するとともに  
国・県の施策に基づき、専門スタッフの配置による効率化を図る。

(3) 教職員の意識改革

出・退勤時刻記録システムを活用して業務に関する時間管理意識の向上を図ること  
により、業務内容の精選及び業務管理意識の向上を図る。

附則

この方針は、令和2年4月1日から適用する。

ただし、長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働  
時間制については、令和3年4月1日から適用する。